

令和8年小田原市議会3月定例会議案

(議案第14号～議案第20号)

令和8年2月16日提出

目 次

○条例議案

議案第 14 号 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例	1
議案第 15 号 小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 16 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例	4
議案第 17 号 小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	5
議案第 18 号 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 19 号 小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例	7

○事件議案

議案第 20 号 市道路線の認定について	9
----------------------	---

條例議案

議案第14号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和42年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

「広報広聴室
第1条中「広報広聴室」を に改める。
コンプライアンス推進室」

第2条広報広聴室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

コンプライアンス推進室

(1) 職員のコンプライアンスの推進に関する事項

第2条企画部の事務分掌(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 組織に関する事項

(5) 財政に関する事項

第2条企画部の事務分掌中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 公共施設の総合的調整に関する事項

第2条総務部の事務分掌(4)を次のように改める。

(4) 定数管理及び職制に関する事項

第2条総務部の事務分掌中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを1ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

2 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び広報広聴室」を「、広報広聴室及びコンプライアンス推進室」に改める。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため提案するものであります。

議案第15号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

附則第4項中「医師」の次に「及び歯科医療業務に従事する歯科医師」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため提案するものであります。

議案第16号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「各事業年度の終了の日（」を削り、「の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度開始の日から6箇月の期間の末日）」を「に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改める。

第12条の2第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

（理由）

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第17号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例（昭和47年小田原市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第35条の3 市長は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等に該当するもの
- (2) 前号に規定するものに係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

第60条の2中「、第35条及び第35条の2」を「及び第35条から第35条の3まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

（理由）

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第18号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市開発事業に係る手續及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市開発事業に係る手續及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

(小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成6年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 特定用途 創劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第19号

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(小田原市火災予防条例の一部改正)

第1条 小田原市火災予防条例（昭和37年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の等（第29条の2～第29条の7）
に改める。
9) 」

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(小田原市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 小田原市火入れに関する条例（昭和59年小田原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報、火災に関する警報又は林野火災に関する注意報が発せられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

近年の大規模な林野火災の発生状況を踏まえ、その予防の実行性を高める観点から林野火災に関する注意報を発することとする等のため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第20号

市道路線の認定について

次の路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
1	4878	前 川	字 龜 ノ 甲	
		前 川	字 龜 ノ 甲	

令和8年2月16日提出

小田原市長 加 藤 売 一

